## 五十鈴公園除草業務委託仕様書

この仕様書は、五十鈴公園除草業務委託に関する事項を示したものであり、その内容は、 除草、集草、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、県市町条例及びその他関係法令に基づ き適正に業務を行うことを示したものである。

#### 1. 業務名等

五十鈴公園除草業務委託

#### 2. 委託期間

契約日~平成30年12月28日まで

#### 3. 施工回数

2回

#### 4. 委託内容

(1) 別紙に示す区域の除草工

ア 施工時期については、7月までに1回(平成30年7月2日から平成30年7月20日までに必ず履行すること)、 $9\sim10$ 月までに1回の計2回除草を、実施することとする。

なお、施工時期に変更が生じる場合は、監督員と協議すること。

- イ 施工に先立って現地調査を実施し、設計内容を十分に把握すること。
- ウ 除草した草、除草部分に存在した落ち葉等を速やかに運び出し、施工部分の清 掃を実施すること。
- エ 草、枯葉等の処理については、受注者にて確保した仮置場で乾燥させた後、伊 勢広域環境組合(清掃工場)(伊勢市西豊浜町653番地)へ搬入し、処分すること。

(草、落ち葉等の重量は3,500kgを想定)

オ 搬出、焼却に係る一切の経費は、本業務委託に含むものとする。

なお、清掃工場への搬入は、事前に監督員へ搬入予定日・搬入量を報告し、了 解を得たうえで行うこと。

カ その他除草作業の詳細については、監督員の指示による。

## 5. 業務現場管理

(1) 火気の取り扱い

作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじ

め甲の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意するものとする。

## (2) 出入り禁止箇所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

# 6. 用語の定義

本仕様書及び特記仕様書において用いる用語の定義は「建築保全業務共通仕様書(国土 交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。

# 7. 提出書類

# (1) 実施責任者届

委託業務の履行に関する責任者として、相当程度以上の能力及び経験を有する者を選定し、契約後速やかに提出すること。

# (2) 緊急連絡網

事故発生時等の連絡体制を記載したものを現場着手前に提出すること。

## (3)業務完了報告書

各施工回ごとの施工前、施工中、施工後の写真を添付し業務完了後速やかに提出すること。